

# ハガキでのサギに注意！

あなたの家にこんなハガキは届いていませんか？

こんなハガキが届いたら、最寄りの警察に相談を！！

消費料金に関する

訴訟最終告知のお知らせ

管理番号(あ)1234

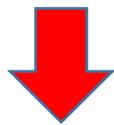
この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て、訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※ 取り下げ最終期日 平成〇〇年〇月〇日  
法務省管轄支局 国民訴訟通達センター  
お問合せ窓口 03-〇〇〇〇-××××  
受付時間 9:00~19:00

こんなハガキが届いたら  
詐欺です！相手に連絡し  
てはいけません。



このハガキを真に受け、相手に連絡を取ると



電子ギフト券やコンビニ払いを求められます。  
あとで返金するというのはウソ。  
絶対に払ってはいけません。

あわてないでまず 警察に相談

ひみつ  
守ります

警察安全相談電話 # 9110 又は警察署・交番・駐在所まで